

募集要項(第2次募集分)に関するQ&A (H23.12.27)

施設種別	質問内容	回 答
1 共通	1次募集の採択後に2次募集に応募する場合、建築資金を含めた資金計画は、どの様に計算すればいいのでしょうか？ (1次募集の施設の資金計画と合算するのでしょうか？)	(様式3)資金計画書で「全体事業費」と「うち本体事業費」を計上できるようになっていますので、合計額を「全体事業費」欄、今回応募する施設分を「うち本体事業費」欄に記入してください。
2 共通	地域制限はあるのでしょうか？	今回の募集では、地域制限を設けていません。但し、対象施設が未整備の地区での計画については一定の評価をします。  施設の整備状況は「(参考)日常生活圏域別施設整備状況」を参照下さい。
3 共通	1次募集と2次募集の両方が採択された場合、補助金は幾らになるのでしょうか？	建設費に対する補助金は、それぞれ個別の申請・交付となります。従って各事業が補助金の交付対象となった場合、補助金の総額はその合計額となります。  (参考) 各補助金の <u>今年度</u> の基準額は次のとおりです。 ①第1次募集分 ・特別養護老人ホーム及び併設のショートステイ… 1床あたり350万円(ショートステイ175万円) ・認知症高齢者グループホーム…1施設あたり3,000万円 ②第2次募集分 ・小規模多機能型居宅介護事業所…1施設あたり3,000万円 ・認知症対応型デイサービス…1施設あたり1,000万円  <u>(注)今回の選定をもって、補助金の交付対象とすることを保証するものではありません。</u> <u>また、各補助金の基準額も確定していませんので資金計画の策定に当たっては補助金の不交付や補助基準額の減額等も想定し、これに対応できるよう計画して下さい。</u>
4 小規模多機能	小規模多機能居宅介護を高齢者住宅(有料老人ホームや、サービス付き高齢者向住宅)に併設させることは可能か。	他の介護保険施設高齢者住宅との併設は可能です。ただし今回の募集では平成24年度中の開所を要件としていますので、併設施設の工程にかかわらず小規模多機能居宅介護事業所の開所が平成24年度となるよう計画して下さい。

募集要項(第2次募集分)に関するQ&A (H23.12.27)

	施設種別	質問内容	回 答
5	小規模多機能	併設が可能な場合の設計上の制限はあるか。(①小規模多機能部分と、高齢者住宅を別棟にする必要がある。廊下等をつなぐことは不可。②別棟にする必要があるが、廊下でつなぐことが可能③2階建ての建物とし、1階を小規模多機能の事業所とし、2階を高齢者住宅とすることも可能。など、計画する上での制限があれば教えてください)	建築基準法等の関係法令を遵守した設計としてください。 また、それぞれの施設に入室する際に、他の施設を通過しなければ進入できないような構造は好ましくありません。
6	小規模多機能	併設が可能な場合、併設する高齢者住宅戸数に制限、上限があれば教えてください。	併設の高齢者住宅の戸数上限に関しては、担当部局に確認をお願いします。